

## 水生生物の保全に係る水質環境基準の 類型指定について

### 1 パブリック・コメント

八代海南部海域及び鹿児島湾海域における水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について、令和4年12月13日(火)から令和5年1月13日(金)にかけて、意見募集を実施し、結果は下記のとおりとなった。

#### (1) 実施期間等

##### ① 募集期間

令和4年12月13日(火)～令和5年1月13日(金)

##### ② 実施方法

県ホームページに掲載、閲覧窓口において配布

##### ③ 意見提出方法

郵送，FAX，電子メール

#### (2) 意見募集結果

意見提出件数：0件

### 2 関係各課・市町からの意見

パブリック・コメントと同時期に実施。結果は別紙のとおり。

### 3 八代海南部海域について

八代海南部海域における水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について、以下のとおりとする。

水域名	範囲	該当類型	達成期間	環境基準点
八代海南部 海域	全域 (下記を除く)	特A	イ	基準点3～ 7
	港湾，漁港 周辺	A	イ	基準点2

#### (1) 範囲及び該当類型

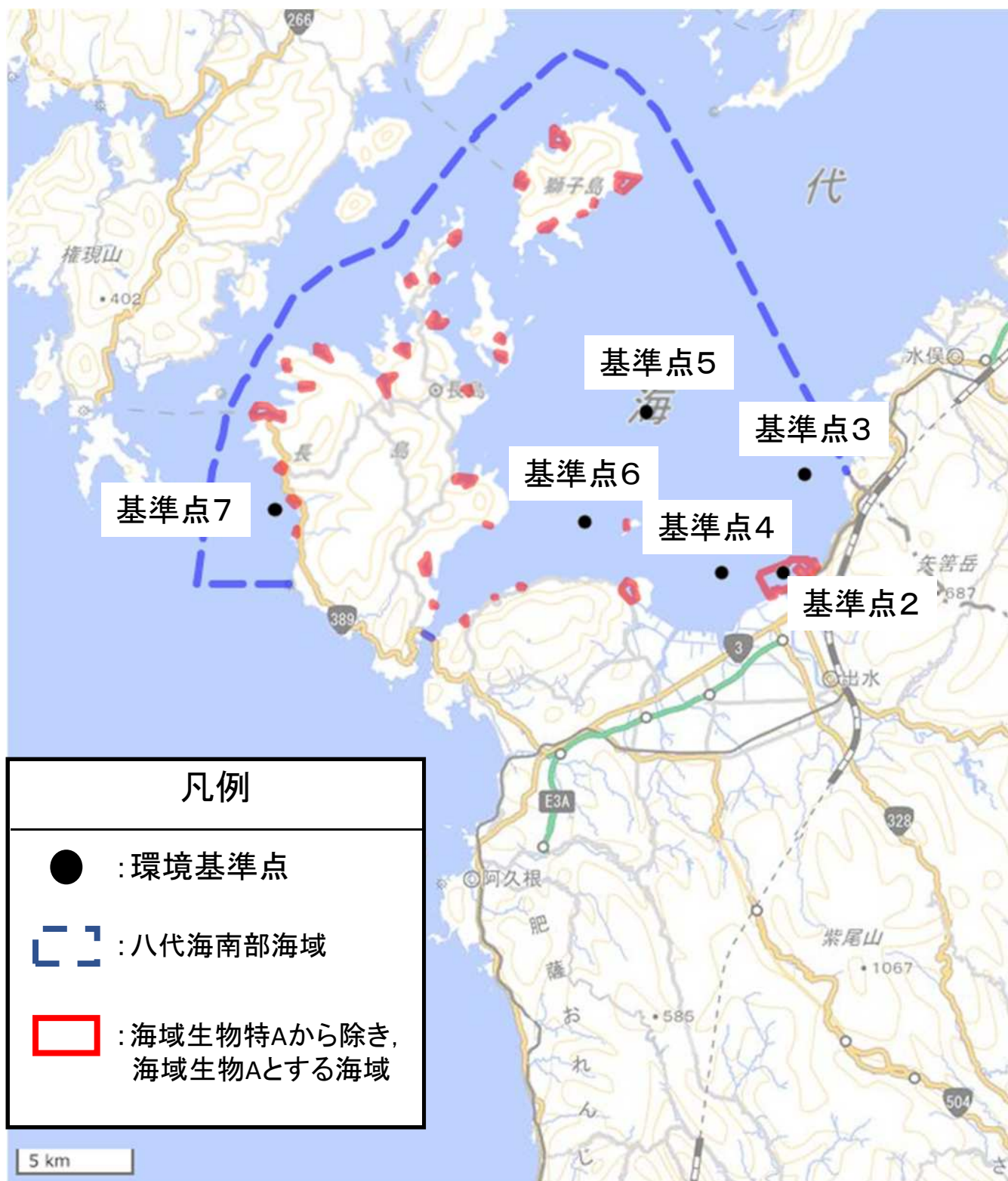
八代海南部海域では全域が水生生物の生育する水域に相当すると考えられる。

このうち，沿岸部の干潟及び藻場並びに出水市側の浅場は主な産卵場（繁殖場）や生育場であり，特に保全が必要であると考えられることから，海域生物特A類型として選定し，港湾や漁港周辺の海域は海域生物A類型とする。なお，環境基準点については，それぞれの範囲にある既存の環境基準点を活用することとする。

#### (2) 達成期間

当該各水域の全亜鉛，ノニルフェノール及びLASの濃度については，過去5年間の公共用水域水質測定結果では全調査地点において，全て生物特A類型の環境基準値以下であることから，達成期間は「イ」の直ちに達成とする。

# 八代海南部海域内における 水生生物保全環境基準類型指定(案)



#### 4 鹿児島湾海域について

鹿児島湾海域における水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について、以下のとおりとする。

水域名	範囲	該当類型	達成期間	環境基準点
鹿児島湾海域	全域 (下記を除く)	特A	イ	基準点1～ 4, 7, 13, 15
	鹿児島港, 喜入港, 指 宿港, 山川 漁港周辺	A	イ	基準点5, 6, 8～ 12, 14, 16

##### (1) 範囲及び該当類型

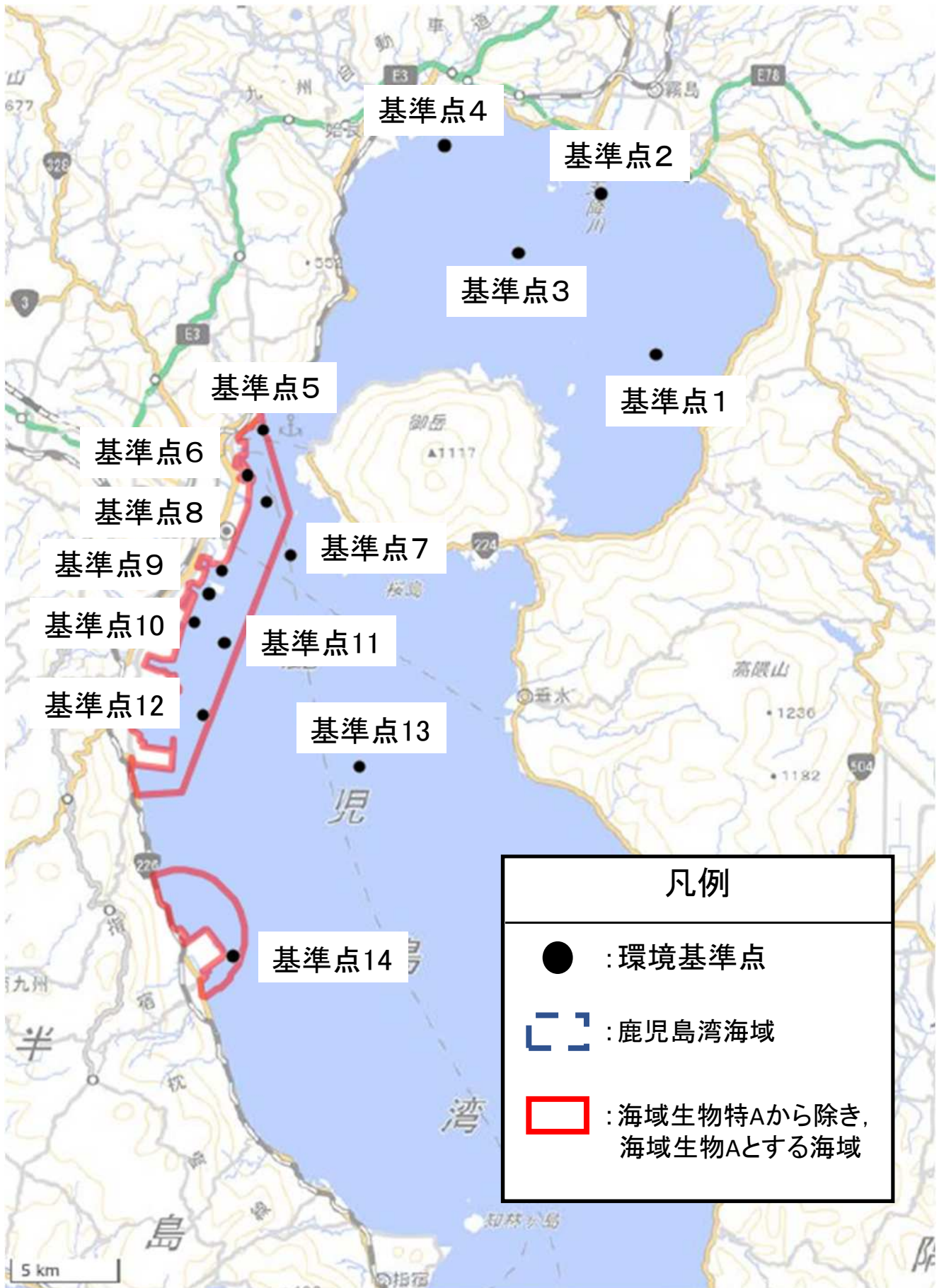
鹿児島湾海域では全域が水生生物の生育する水域に相当すると考えられる。

このうち、沿岸部の干潟及び藻場は主な産卵場（繁殖場）や生育場であり、特に保全が必要であると考えられることから、海域生物特A類型として選定し、主要な港湾・漁港である鹿児島港、喜入港、指宿港及び山川漁港周辺の海域は海域生物A類型とする。

##### (2) 達成期間

当該各水域の全亜鉛、ノニルフェノール及びLASの濃度については、過去5年間の公共用水域水質測定結果では全調査地点において、全て生物特A類型の環境基準値以下であることから、達成期間は「イ」の直ちに達成とする。

# 鹿児島湾海域内における 水生生物保全環境基準類型指定(案)





## 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定(案)への意見・回答

No.	類型指定(案)に対する意見	意見の理由	回答
1	「八代海南部海域」と「鹿児島湾海域」の間で、「特Aから除く港湾・漁港」の考え方が異なるのはなぜか。(港湾空港課)	「八代海南部海域」は「(全ての)港湾・漁港周辺」が除かれているが、「鹿児島湾海域」については、「鹿児島港、喜入港、指宿港、山川港周辺」の4港のみ除かれているため。	本県と熊本県に属する八代海南部海域については、類型あてはめの考え方について熊本県との協議の結果に基づき指定しようとするもの。
2	「鹿児島湾海域」について、「鹿児島港、喜入港、指宿港、山川港周辺」を「A」、それ以外の港湾・漁港を「特A」とされた理由を示されたい。(港湾空港課)	水質測定結果を確認したところ、4港とそれ以外の港湾・漁港で大きな違いは見受けられなかったため。	一方、鹿児島湾海域については、環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定の処理基準(※1, 2)を踏まえ、既存の生活環境の保全に関する環境基準の類型指定状況においてB類型となっている鹿児島港及び山川漁港を「生物A類型」とし、鹿児島港の細分化している部分、及び山川漁港と近い指宿港、それぞれまとめた範囲で指定しようとするもの。また、喜入港については、石油備蓄基地があることを踏まえて「生物A類型」で指定しようとするもの。 なお、八代海南部海域及び鹿児島湾海域の全域において、水生生物保全に係る環境基準「生物特A類型」を満足している水質状況である。  ※1)類型指定を効果的・効率的に進める上で、既存の類型指定状況を最大限活用する。 ※2)水域を厳密に細分して指定することは、実際の水環境管理に当たって混乱が生じるおそれがあることから、これらが連続するような場合にはそれらの水域を一括して指定する。
3	「山川港」を「山川漁港」とされたい。(指宿市、水産振興課、港湾空港課)	誤記と考えられるため。	修正します。
4	「(八代海南部海域中の)港湾・漁港周辺」「(鹿児島湾海域中の)鹿児島港、喜入港、指宿港、山川港周辺」の範囲は、「港湾区域」「漁港区域」と同一か、それ以外も含むものか。(港湾空港課)	範囲が不明のため。	熊本県との協議の結果に基づき、八代海南部海域での港湾・漁港周辺の範囲は、港湾・漁港の防波堤の内側部分としている。ただし、米ノ津港については、港湾区域以外を含む既存の水質環境基準の類型指定範囲としている。 鹿児島湾海域については、鹿児島港、喜入港はそれぞれ港湾区域と同一範囲としており、指宿港、山川漁港については、それぞれの港湾区域、漁港区域とそれぞれの区域に挟まれた海域としている。